

第8回 自治基本条例をつくる市民会議
テーマ：自治についての話し合いを振り返る（議論のまとめ）

日時：平成20年2月10日（火） 場所：コミュニティセンター3階会議室

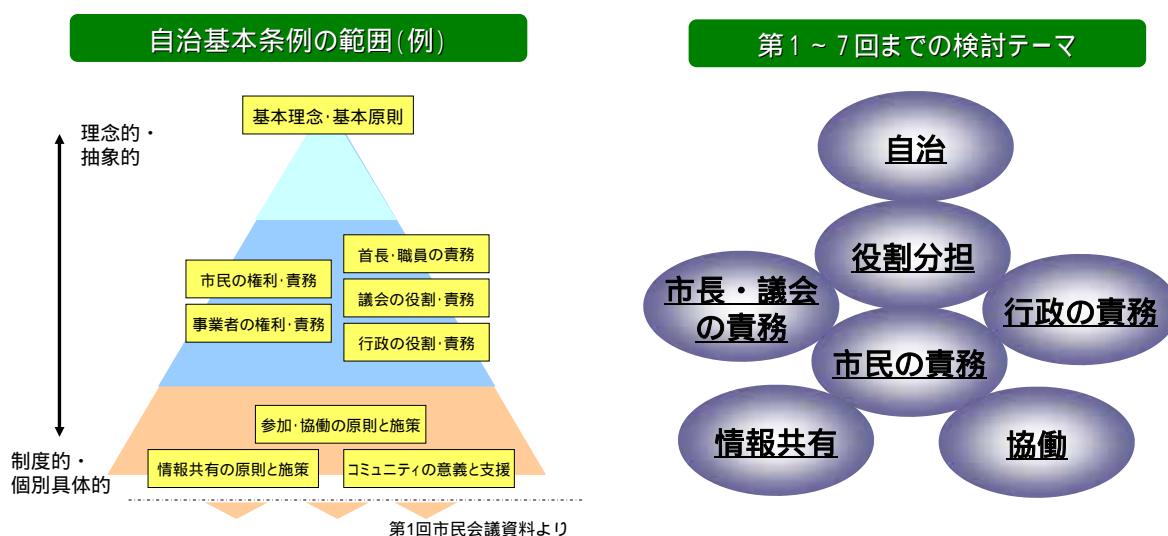
小諸の自治を考える市民会議では、自治基本条例に関連するテーマについて7回の意見交換を重ねてきました。

最終回である第8回会議では、各会の検討内容のまとめを確認し、補足すべき点・強調すべき点、策定後の活用方法などについて意見交換を行いました。



明治学院大学法学部の鍛冶智也先生にも参加いただきまして、22名で7回までの話し合いを振り返りました。

第8回会議内容：これまでの意見を整理し、それぞれについて最終意見交換
 本市民会議では、一般的な自治基本条例の範囲を各回のテーマとして意見交換を行ってきました。



第8回市民会議では、各回で出た意見を以下の枠組みに整理し、補足すべき点、強調すべき点などについて意見を頂きました。今回は、これまでの意見を皆で確認し共有するため、小グループに分かれた検討ではなく参加者全体での検討を行いました。

1.小諸市の“自治”について

- ・自治の定義、小諸市の自治の現状・課題、今後の展開方向について意見交換。

2.小諸市の“自治の担い手”について

- ・これまでの会議で出された意見を、市民、自治会（区）、NPO・ボランティア、議員（議会）、首長、行政の6主体ごと、定義・役割、現状・課題、課題解決の方向、条例への意見の4区分ごとに整理し、意見交換。

3.各主体の権利と責務（“参加”と“協働”の観点から）

“参加”の観点

- ・自治の単位ごとに行われている意思決定の場面への“参加”の観点から、市民、自治会、ボランティア・NPO、行政それぞれが認識すべき権利と責務に関する意見を整理し、意見交換。

“協働”の観点

- ・市民の暮らしやすさの最大化と生活課題の解決（公益）のために、市民、自治会、ボランティア・NPO、行政等が協力して事業や取り組みを行う“協働”の観点から、それぞれが果たすべき権利と責務に関する意見を整理し、意見交換。

4.それ以外の意見について

- ・市民会議の反省や条例制定後の活用法など上記以外について意見交換。

< 振り返りの中で出された意見 >

1.小諸市の“自治”について

- ・小諸市の自治の定義そのものについての議論よりも個別テーマの検討に時間を割いてきたため、歴史的な観点や全体を総括した上での検討がさらに必要。
- ・小諸市の自治の現状に注目すると、多くの市民にとって“自治”はとっつきにくく、検討に積極参加しようとしれないのが実情。しかし、本来重要なテーマであり、高校生を対象に行ったワークショップが予想外に盛り上がったように、各地でこうした啓発的な取り組みを広げることで、多くの市民が考える機会を増やすべき。
- ・今後の展開としては、自治の土壌をつくるための学習会を開くことなどが考えられるが、公民館活動が市民の自治意識を高めてきた歴史もあるため、公民館の役割と位置づけについても、これをきっかけに再評価し、見直す必要がある。

2.小諸市の“自治の担い手”について

- ・今回の整理では、市民、自治会（区）、NPO・ボランティア、議員（議会）、首長、行政となっているが、自治会（区）の周辺に「公民館活動」を追加するべき。自治会内の活動とするかどうかは今後検討。
- ・自治会（区）について条例などによる公的な位置づけがないことが度々話題に上っているが、区長は市から行政協力員として委嘱されている。区長の公的位置づけはあるが、区の位置づけがないという現状であり、その上でどうするかが今後の課題。
- ・今回の整理にある“NPO・ボランティア”という分類では、NPO法人を含むのかわかりづらい。ボランティアの受け入れ側と参加者の両方を含んでいるため、混乱を招く表現になっている。再度整理をお願いしたい。
- ・近年の指定管理者制度などを見ると、公共的なサービスの提供は今や行政やNPOに限定されるものではなく企業も参入している。自治の担い手を挙げるのであれば、公共をビジネスにする企業の存在を抜かしてはならないのではないか。
- ・首長については、強い権限を持っているだけに独裁的にならないように、対話を重視することを条例へ入れるべきではないか。

3.各主体の権利と責務（“参加”・“協働”の観点から）

権利と責務という表現について

- ・権利と責務という表現が日常的な表現ではないため、自分たちのルールとして掲げるとなると違和感がある。“責務”というと“義務”のように感じ、負担感・義務感があるため、良い表現とは思えない。
- ・“責務”を“任務”と言い換えてはどうか。
- ・条例を親しみやすいものとするのか、様々なルールの根本として堅い表現でもよし

とするかによって条例の表現方法を変える必要がある。

市民-自治会における権利と責務

- ・自治会に入らない住民のことを許してはならないという意見も会議中に多く聞かれたが、実際に「市民は自治会で行う意思決定に参加する責務がある」などと条文になると考えると、そこまで言い切るのはいかがかという気持ちになる。
- ・自治会は、全戸加入が原則ならば、それゆえに自治会はその地域の正式な意思表示機関となりうるという論理はなりたつが、そこまで言い切ってもよいかわからない。
- ・自治会は、行政に対して住民の意見を代表する権利ではなく、責任があると考え、その地域の事柄について意思表示をしなければならない役割が自治会にはある。

NPO・ボランティアにおける権利と責務

- ・「NPO・ボランティアには、情報を公開する責務がある」と書くと、ボランティアが活動回数や名前などの情報を公開しなければならないように感じ、活動意欲を減退させかねない。やはり、ボランティアの受け入れ側とボランティア自身とを区別する必要がある。

4.それ以外の意見について

条例の定着、活用へ向けて

- ・表現を“です・ます”調にするなどしてやわらかくする工夫も必要ではないか。親しみやすさも必要。

市民会議のあり方

- ・全体を通して、20から30歳代の若者と女性の参加者が少なかった。簡単なテーマではないが、もっと工夫が必要であった。

条例策定へ向けて（アドバイザーの助言）

- ・自治基本条例は自治体の憲法と言われるように、他の様々なルールの基本となるもの。ここで“権利”とするか“責務”とするかで、実際の生活場面では大きな違いが具体的に出てくる。そこまで想像しながらできるだけ具体的な問題解決につながるような検討を重ねていくことが必要。抽象的な議論に終始しては意味がない。
- ・基本的な条例のスタンスとして、行政には枠をはめて、市民には奨励するのが良い。
- ・自治基本条例に入れる内容としては、新しいルールをつくったほうがうまくいくもの、大切にしているが明文化されていないもの等が挙げられる。後者については、明文化するかどうかという議論も必要になる。